五　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
イ　役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
ロ　役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
ハ　役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
六　商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面
七　商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
八　取引の種類及び取引の対象とする商品又は商品指数を記載した書面
九　様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書
十　様式第三号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等を記載した書面
十一　商品先物取引業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
十二　過去五年以内に、商品先物取引業に関して禁錮[こ]以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮[こ]以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面
十三　商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品先物取引業の収支の見込みを記載した書面、商品先物取引業の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面
十四　商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率（申請者が令第二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額）の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面
十五　保有する議決権（総株主、総社員、総会員又は総組合員の議決権をいう。以下この号及び第八十二条において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この号において「株主等」という。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、その保有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（当該株主等が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面
十六　様式第四号により作成した法第百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書
十七　様式第五号により作成した法第百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書
十八　法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類
イ　当該業務を管理する責任者の履歴書
ロ　当該業務に関する社内規則
ハ　当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面
ニ　当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面
ホ　当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書

第八十条第二項第一号中「様式第十号」を「様式第六号」に、「顧客との間に生じた事故（第百十二条に規定する事故をいう。）、紛争及び苦情（以下「事故等」という。）」を「訴訟又は調停」に改め、同項第二号中「商品取引受託業務」を「商品先物取引業」に改め、同項第三号中「商品取引所及び」を「商品取引所又は」に改める。

第八十二条を次のように改める。

（届出事項）

第八十二条　法第百九十五条第一項第五号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合
二　定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）を変更した場合
三　商品先物取引業者の総株主等（総株主、総社員、総会員又は総組合員をいう。次項第十三号ロにおいて同じ。）の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によって保有されることとなった場合
四　商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合
五　取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指数を変更した場合
六　第八十条第一項第十六号に掲げる調書の兼業業務を廃止した場合
七　第八十条第一項第十七号に掲げる調書の内容に変更を生じた場合又は支配関係が消滅した場合
八　商品先物取引仲介業者に法第二条第二十二項各号に規定する媒介に係る業務の委託を行った場合又は当該委託を行わなくなった場合

2　法第百九十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
一　法第百九十二条第一項第一号に掲げる事項を変更した場合　登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面。以下この項において同じ。）
二　法第百九十二条第一項第三号に掲げる事項を変更した場合　登記事項証明書
三　法第百九十二条第一項第四号に掲げる事項（役員の住所を除く。）を変更した場合　次に掲げる書類
イ　登記事項証明書
ロ　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
(1)　新たに就任した役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
(2)　新たに就任した役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
(3)　新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
ハ　商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
四　法第百九十二条第一項第五号に掲げる事項を変更した場合　次に掲げる書類
イ　変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面
ロ　商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
ハ　新たに法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類
(1)　当該業務を管理する責任者の履歴書
(2)　当該業務に関する社内規則
(3)　当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面
(4)　当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面
(5)　当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書
五　資本金の額、出資の総額又は基金の総額を変更した場合　次に掲げる書類
イ　変更前及び変更後の資本金の額、出資の総額又は基金の総額、変更の方法並びに変更の理由を記載した書面
ロ　登記事項証明書